令和3年12月 農業委員会総会

令和3年12月6日(月) 分庁舎2階第2多目的室 午後3時30分から午後4時30分まで

1. 出席者

<農業委員>

1番	綿	貫		清	5番	木	我	7	力	子
2番	石	渡	潤		6番	宮	田	<u> </u>	早	苗
3番	石	橋	義	弘	7番	飯	田	ß	奎	男
4番	相	京	文	夫	8番	京	増	Ī	孝	_

<農地利用最適化推進委員>

篠	原	庄 一	斉	藤	孝	壹
髙	﨑	孝	竹	尾	謙	
小	島	儀 彦	小	坂	和	男

2. 欠席者(農業委員)

なし

- 3. 農業委員会事務局 岩井事務局長・鵜澤主任主事 (書記)・石橋主事
- 4. 議 題 第1号議案 農用地利用集積計画について(1件)
 - 第2号議案 農地法3条許可申請について(1件)
 - 第3号議案 農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないものであることの認定について

酒々井町農業委員会総会会議録

令和3年12月6日(月)

- 岩井事務局長 ただいまから令和3年12月の農業委員会総会を開会いたします。それでは、 総会次第によりまして、会長よりご挨拶をお願いいたします。
- 相 京 会 長 本日は農業者年金加入推進に係る研修会ということで総会前の通常より早い時間からお集まりいただきありがとうございました。農業者年金加入推進については、各委員の担当地区の該当者を年内に1回はあいさつを兼ねて訪問していただければと思います。本日は議案3件ということでよろしくお願いします。
- ##事務局長 ありがとうございました。それでは、議事に移りたいと思いますが、議事の 進行につきましては、会議規則により、会長にお願いいたします。
- 相 京 議 長 それでは議事の進行を務めさせていただきます。本日の出席委員は、8名中、8名出席ですので、会議は成立しております。本日の議事録署名委員に、6番 宮田 早苗委員、7番 飯田 隆男委員を指名します。また、書記に事務局の鵜澤主任主事を任命します。本日の総会は、議案3件ですので、よろしくお願いします。
- 相 京 議 長 それでは、第1号議案 農用地利用集積計画についてを議題とし、事務局より説明を求めます。
- 岩井事務局長 第1号議案 農用地利用集積計画について、説明させていただきます。資料の1ページをご覧ください。貸付者は上岩橋在住者、借受者は佐倉市在住者です。設定場所は、上岩橋の農地4筆で、地目は田、面積は3,928㎡、利用計画は田です。賃借料は、4筆合計で40,000円です。備考ですが、前回は、平成29年1月1日から5年間設定されておりますが、終期が来ることから再度設定しようとするもので、設定期間は、5年の再設定です。位置につきましては、2ページの位置図をご覧下さい。なお、第1号議案 農

用地利用集積計画の計画につきまして、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定する各要件を満たしております。以上で説明を終わらせて頂きます。

- 相 京 議 長 事務局の説明が終わりましたが、地区担当推進委員は小坂推進委員でよろしいでしょうか。よろしければ、補足説明がありましたらお願いします。
- ↑坂推進委員 長年耕作されており、再設定ですので問題ありません。
- 相 京 議 長 地区担当推進委員の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。委 員さんで何か質問等がございましたらお願いします。

(質問・意見等なし)

- 相 京 議 長 特にないようですので、これから採決に移りたいと思います。原案どおり答 申することに賛成の方は挙手願います。
- 岩井事務局長 挙手全員です。
- 相 京 議 長 採決の結果、挙手全員でございますので、第1号議案 農用地利用集積計画 について、原案どおり答申することに決定します。
- 相 京 議 長 次に、第2号議案 農地法第3条許可申請についてを議題とし、事務局の説明を求めます。なお、本案件については、譲受人が○○推進委員の案件ですので、ご本人から採決前に退出したい旨の申し出がありましたので、よろしくお願いします。それでは、事務局より説明お願いします。
- 岩井事務局長 第2号議案 農地法第3条許可申請について説明させていただきます。資料は、3ページからです。譲受人は○○推進委員、譲渡人は柏木在住者です。申請地は、柏木の農地1筆で、地目は畑、面積は1,570㎡です。申請理由は農業経営の規模拡大です。権利の種類は所有権移転です。年間作付計画につきましては、年間を通してほうれん草・小松菜等の露地野菜の栽培を考えているとのことです。位置につきましては、4ページの位置図と5ページ

の公図を参考にしていただければと思います。また、皆様のお手元に配布させていただきましたが、相京会長から現地調査結果表が提出されており、特に問題はないとのことでした。以上で説明を終わらせて頂きます。

- 相 京 議 長 事務局の説明が終わりましたが、補足説明については〇〇推進委員から何か ありましたらよろしくお願いします。
- ① ① 推進委員 現在も借りて耕作している場所であり、引き続き耕作したいと思いますので よろしくお願いします。
- 相 京 纂 長 ○○推進委員の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。委員さんで何か質問等がございましたらお願いします。

(質問・意見等なし)

相 京 議 長 特にないようでしたら、農地法3条許可申請について採決を行います。〇〇 推進委員には、退室してもらって下さい。

(○○推進委員退室)

- 相 京 議 長 それでは、第2号議案 農地法第3条許可申請について許可することに賛成 の方は挙手願います。
- 岩井事務局長 挙手全員です。
- 相 京 議 長 採決の結果、挙手全員でございますので、第2号議案 農地法第3条許可申 請につきましては、許可することに決定します。
- 相 京 蕎 長 ○○推進委員には、入室してもらって下さい。

(○○推進委員入室)

- 相 京 議 長 次に、第3号議案 農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないものであることの認定についてを議題とし、事務局の説明を求めます。
- 第3号議案 農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないものであることの認定について説明させていただきます。お配りした「第3号議案 非農地判断対象地一覧」と書かれた資料をご覧ください。こちらは、農業委員・推進委員の皆様に依頼した農地利用状況調査の結果に基づき、山林・原野化する等、農地としての再生が著しく困難であることが判明した農地に対し、国の定める基準に従って農業委員会総会において非農地と判断することにつきまして認定を求めるものです。今回の対象地につきましては、表に示したとおり、計34筆、28,277㎡となります。なお、農業委員・推進委員の皆様には担当地区の案件の資料を配布し既に確認いただいております。農業委員会が非農地判断の手続きを終え、農地台帳から外した場合は、所有者・町税務住民課及び法務局へその旨を通知します。その上で所有者が登記地目を変更する場合は、所有者へ送付する『非農地通知書』を法務局に提出して手続きを行っていただく流れになります。また、今後も継続して非農地判断の実施を予定しておりますので、よろしくお願いいたします。以上で説明を終わらせて頂きます。
- 相 京 議 長 事務局の説明が終わりましたが、農業委員さん・推進委員さんで補足説明が ありましたらよろしくお願いします。

(補足説明等なし)

相 京 議 長 特にないようでしたら、これから質疑を行います。委員さんで何か質疑等が ございましたらお願いします。

(質問・意見等なし)

相 京 議 長 特にないようですので、これから採決を行います。第3号議案 農地法第2 条第1項に規定する農地に該当しないものであることについて、認定するこ とに賛成の方は挙手願います。

- 岩井事務局長 挙手全員です。
- 相 京 議 長 採決の結果、挙手全員でございますので、第3号議案 農地法第2条第1項 に規定する農地に該当しないものであることの認定につきましては、認定す ることに決定します。
- 相 京 議 長 次に、その他の(1)利用意向調査結果報告について事務局より報告をお願いします。

(事務局報告)

相 京 議 長 事務局の報告が終わりましたが、委員さんで何か質問がございましたらお願 いします。

(質 疑)

相 京 議 長 他にないようでしたら、次に、(2) 農地のあっせん依頼について事務局より説明をお願いします。

(事務局説明)

相 京 議 長 事務局の説明が終わりましたが、委員さんで何か質問がございましたらお願 いします。

(質問・意見等なし)

相 京 議 長 特にないようでしたら、次に、(3) 農業者年金加入推進に向けた戸別訪問 について事務局より説明をお願いします。

(事務局説明)

相 京 議 長 事務局の説明が終わりましたが、委員さんで何か質問がございましたらお願 いします。

(質 疑)

- 相 京 蓋 長 それでは、最後に来月の総会の日程ですが、事務局案がありましたらお願い します。
- 岩井事務局長 11日の火曜日はいかがでしょうか。
- 相 京 議 長 ただ今、11日の火曜日が事務局案として出ましたが、いかがでしょうか。 特にないようなので、来月の総会は、11日の火曜日で決定させていただき ます。それではこれで、議案、その他が終了しましたので、議長を降ろさせ ていただき、事務局にお返しします。慎重審議ありがとうございました。
- 岩井事務局長 それでは、これで12月の総会を閉会いたします。